

第12号

2007年10月

発行日：2007年10月10日

編集者：塚田 香織



トピックス

信用保証協会の保証制度

ちょっと体にいい話

目の疲れためていませんか

10月10日は、「目の愛護デー」です。いつも何気なく使っている目ですが、最近の生活環境では、目を酷使することが多くなっています。

今回は、目の生活習慣病ともいわれるドライアイについて。

ドライアイとは・・・

目を保護する涙液の分泌が不足し、目の表面が乾く病気で、悪化すると角膜や網膜に影響が出ます。

ドライアイの原因は？

- ・生活環境...睡眠不足、ストレス、冷暖房、コンタクト
- ・まばたきの回数減少...パソコン、テレビゲーム、細かい作業、視力の低下
- ・病気や薬の影響
- ・加齢による涙液の減少

ドライアイ対策

- ・パソコンや細かい作業は、休憩を入れながら行いましょう。
- ・TVやパソコンの画面は、目線より下に配置しましょう。
- ・加湿器などで、室内の乾燥を防ぎましょう。
- ・机やパソコンの画面は直射日光や光の反射を避けて、見やすく配置しましょう。
- ・目薬を使用する場合、防腐剤の入っていないもの、眼科処方目薬を使いましょう。

もし、ドライアイかなと感じたときは、病気が隠れている場合もありますので、放置せず眼科を受診しましょう。

(塚田 香織)

秋風がこちよ季節になりました

長かった今年の夏も終わりを告げ、急に涼しくなってきました。朝夕は寒さを感じるくらいですね。食欲の秋・読書の秋・実りの秋・スポーツの秋・・・皆さんの秋のイメージはどのようなのでしょうか。コスモスの花が、風に揺れているのを見ると、秋が来たことを感じます。皆様それぞれの秋を、どうぞお楽しみ下さい。そして、季節の変わり目です。体調にお気をつけてお過ごし下さい。

信用保証協会の保証制度が変わりました

平成19年10月1日から信用保証協会の信用保証（保証付き融資制度）に「責任共有制度」が導入されました。

信用保証とは、企業が金融機関から融資を受ける際に信用保証協会から保証を付けてもらい、もしも企業が返済できなくなった場合には信用保証協会が代わりに金融機関に返済するという制度です。平成19年9月末までは融資額の100%を信用保証協会が原則保証していましたが、「責任共有制度」の導入により、信用保証協会の責任（保証）は融資額の80%となり、残りの20%は金融機関が責任を持つことになりました。

これまでは、融資先の企業が返済できなくても融資額の100%を信用保証協会が保証していたため、信用保証のある融資は金融機関の審査が比較的緩やかと言われていました。しかし今後は金融機関自体にも20%の責任が生じるため審査が厳しくなる可能性もあるようです。

なお、「責任共有制度」の対象とならずに従来どおり融資額の100%を信用保証協会が保証する制度がありますので、以下に挙げます。

- ・小口零細企業保証制度 小規模企業者（従業員数が20名以下ただし、商業・サービス業は5名以下）に対する総額1,250万円までの保証
- ・開業資金保証制度 創業するために必要な資金および業歴の浅い企業に対する保証
- ・その他

融資の申込には、金融機関に対して会社の過去の決算書や当期の財務資料などの提出が必要になってきます。今後、金融機関の審査が厳しくなってくると予想されるなかでは、適正な財務資料を準備することが信用を得るために大切です。適正な財務資料を作成するためには、日々の資料整理や入力作業を確実にやっていくことが必要です。資料整理や入力等でお困りのことがあれば弊所にご相談ください。

詳しい説明が必要な場合や不明点については、弊所までご連絡ください。

(小林 匠)

FiNet